

外国人留学生の日本企業等への就職問題

岡 益 巳

目 次

1. 序
2. 外国人留学生の就職問題の背景
3. 外国人留学生の就職と在留資格変更
4. 企業の雇用意識と外国人留学生の就職意識
5. 結び

1. 序

外国人留学生の日本企業等への就職問題を考えるに当たって、これを単に企業レベルの問題として捉えることは避けなければならない。留学生の雇用について、ただ単に好況時の或いは中小企業にあっては慢性的な「人手不足」解消策という観点から捉え、安易な雇用を望むのであれば、これに対する反論も出よう。すなわち、外国人の雇用を考えるより、先ず高齢者の再雇用或いは潜在的な女性労働力の活用を優先的に進めるべきである、と。果ては、外国人労働者＝「害」国人労働者論すら勢いを得かねない。

しかしながら、我が国の経済発展に伴い、「ヒト」、「モノ」、「情報」等のあらゆる分野においてボーダーレス化が進みつつある現在、企業をはじめとする日本社会各方面の国際化は避けるべくもない。

特に、企業サイドにあっては、対外取引の増大や海外進出の活発化等により、或いは巨大化した日本市場へ参入を意図する外国企業の増加により、国際化へ向けての体質改善を否応なしに迫られている。このため留学生の雇

用,すなわち異文化の取り込みによって,とかく諸外国からの批判的となっている,いわゆる「日本的」な企業体質を改善し,企業の活性化・国際化を推進しようとする気運が高まっている。

国家的見地からすると,過去幾多の移民を送り出した我が国の歴史を踏まえば,経済大国となった現在,外国人労働者を排除すべきではなかろうし,日本社会の国際化或いは国際協調という点からも外国人労働者の閉め出しは適切ではない。日本の労働人口の1%——60万人の外国人労働者の受け入れをすべきだ(和田,1990),とする意見もある。逆に,外国人労働者問題が深刻な社会問題となっているドイツ等の欧州各国の現状を踏まえた比較文化論の見地から,「労働鎖国論」を唱え,外国人単純労働者の受け入れに対して,強固に反対する意見もある(西尾,1992)。いずれにせよ,企業或いは社会全体の外国人受け入れの土壌が不十分である現在,単純労働者の大量受け入れには問題があることは否めないが,高度な能力・技能を有する留学生の雇用に関しては何等問題はない。特に,開発途上国からの留学生に関しては,人材育成という意味合いからも,留学修了後一定期間日本企業等で実務経験を積むための機会を積極的に提供することも必要ではなかろうか。

しかしながら,前述の通り,現実には日本社会及び企業等の側に国際化に対する意欲・理解の不十分さが見受けられるし,他方留学生の側にも現状認識の甘さに由来する問題点が存在する。本論ではこうした点を踏まえて,先ず最初に,外国人留学生の就職問題にかかわる背景について述べた上で,現状分析を行い,最後に問題点を整理してみる。

2. 外国人留学生の就職問題の背景

本章では,外国人労働者問題に占める外国人留学生の日本企業等への就職問題の位置づけを明らかにしてみたい。

序でも述べたように,我が国の経済・社会の国際化の進展に伴い,外国人

入国者数は急激に増大し、かつその入国・在留目的も多様化してきている。同時に、産業界を中心として、有能な外国人を雇用したいとの要請が年を追って高まっている。入国管理局統計に基づく外国人新規入国者数をみると、1970年には721,750人であったのが、1980年には100万人を越し、1991年には3,237,874人となり、この20年余りの間におよそ4.5倍に増大している⁽¹⁾。外国人労働者問題は外国人入国者数の増加と相まって、1980年代に入って顕在化し、さらに1986年末から始まった平成景気の影響を受けて深刻化の度合いを高めてきた。

こうした「人の国際化」に的確に対処すべく、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と略称）の一部が改正され、1989年12月15日付で公布、1990年6月1日付で施行されるに至った。すなわち、今回の入管法改正の主目的は外国人労働者問題に迅速・的確に対応できるようにすることであった。例えば、在留資格についていえば、全般的な見直しはなされ、旧法下では18種類であったものが改正法では28種類に拡充された。具体的な在留資格については、本論末尾に資料として掲載した「在留資格一覧表」を参照されたい。

いわゆる外国人労働者問題といった場合、マスコミの報道から、とかく不法就労者問題に眼が向きがちである。入管統計によると、1990年12月末現在、就職または稼働を行うことを認められている一般的在留資格による在留者は59,741人であるのに対して⁽²⁾、1991年5月1日現在の不法残留者数は159,828人、さらに1年後の1992年5月1日現在では278,892人にのぼると推

(1) このほか、再入国者数は1970年に53,311人であったものが、1991年には618,078人に増加している。なお、本論で引用する統計の数値のうち、入国管理局発表のものについては、煩雑さを避けるため、その都度出典箇所を明記するのを省略し、本論末尾に引用文献として一括掲載するにとどめる。

(2) ここでいう「一般的在留資格」とは、就労することが認められている16種類の在留資格のうち、在留資格一覧表で別表第1の2に該当する10種類のみを指し、別表第1の1に該当する6種類は含まない。当然のことながら、別表第2の該当者は含まない。

定され、そのうちの84.2%に当たる234,876人が「短期滞在」の在留資格をもって入国した者であると推定される⁽³⁾。また、1991年中に不法就労活動と認められ摘発された外国人は32,908人に達し、入管法違反事件全体の91.7%を占める。だが、摘発を受けたのは不法就労者全体からみれば、氷山の一角に過ぎず、不法就労者問題の深刻さが窺える。しかしながら、外国人労働者問題は、当然のことながら、不法就労以外にも多様な問題を内包している。

外国人労働者問題を階層構造の観点から捉えるならば、不法就労者問題はその下層を成すものであり、これはさらに細かくみると、就労目的の偽装難民或いは密入国者にかかわる問題であり、また就労が認められない「短期滞在」、「就学」等の在留資格で就労する者にかかわる問題である。これに対して、外国人労働者問題の上層を成すのは、在留資格一覧表において、主として別表第1の2として示される10種類の在留資格の該当者の受け入れ等にかかわる問題である。また、蛇足ながら、別表第1の1に属する「外交」、「公用」等、及び別表第2に属する「永住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格を持つ者にかかわる問題は、いわゆる外国人労働者問題からは除外して考えるべき性質の問題である。(ただし、主として「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格を持つ日系人労働者の問題は外国人労働者問題に含めるのが普通である。)

就労を認められる一般的な在留資格を持つ在留者に占める元留学生の比率は、1990年12月末の前者の人数と後者の累積人数から、1990年代初頭においては、せいぜい5%程度であると推定される。留学生の日本企業等への就職問題は、人数的にみると上層レベルの問題のごく一部を占めるものに過ぎないが、日本の大学、大学院等で専門教育を修了した有能な人材に対するアフ

(3) これは入国管理局発表の、電算機処理による推計値である。なお、1992年5月1日現在の留学生の不法残留者数は約4千人である。

ターケアの意味合いも込めて、おろそかにできない問題である。ただし、これまでのところ、本格的に留学生の就職問題を取り上げた調査・研究は余り多くはない。福山（1991）によると、外国人問題を専門に取り扱っている『国際人流』を除くそのほかの雑誌等に、1990年中に掲載された外国人労働者問題に関する文献・記事は177件にものぼり、また、同年中に出された外国人労働者問題に関する提言・要望も18件を数える⁽⁴⁾。しかしながら、リスト・アップされた177件の文献・記事の中で、正面から留学生の就職問題を取り上げたものは皆無である。留学生の就職問題については、外国人問題の専門誌『国際人流』に掲載された2件（実質3篇）のほかわずかに数件存在するに過ぎない⁽⁵⁾。また、留学生の就職問題を主目的とした対企業調査・対留学生調査が実施されるようになったのは1988年に入ってからである。こうした事実からも、外国人留学生の日本企業等への就職に関する調査・研究はまだその緒についたばかりであることが窺える。

（4）このリストは『国際人流』の編集部がとりまとめたもので、全てが網羅されているものではない、との断り書きがついている。

（5）『国際人流』に掲載されたものは次の通り。1件は「特集・人材のマーケットが広がった！——内外留学生等の採用」（1990年2月号）で、特集記事4篇のうち、次の2篇が留学生の就職問題を取り上げている。小木曾友「留学生の期待と現実——日本企業への就職について」、法務省入国管理局資格審査課「平成元年上半期における留学生の日本企業等への就職」。他の1件は、法務省入国管理局「平成元年における留学生の日本企業等への就職について」（1990年8月号）。

なお、日経テレコムによる情報検索では、この他に同年の記事として、富田充「在日外国人留学生の日本企業への就職問題を考えるシンポジウムを開催（経済広報センター）」（『経団連月報』1990年8月号、Pp.72-73）、及び入国管理局「平成元年上半期における留学生の日本企業等への就職について」（『外国人登録』1990年1月号、Pp.40-42）の2件がある。また、『異文化間教育』5号（1991）の文献目録によると、柳澤健「留学生と日本での就職」（『留学交流』2巻10号、1990年、Pp.2-5）がある。

3. 外国人留学生の就職と在留資格変更

本章では入管統計を中心に外国人留学生の就職実態を論じてみる。入管統計の数値は基本的には企業側のニーズを反映したものであり、決して留学生側のニーズを反映したものではない。これは、例えば、業種別の在留資格変更申請件数をとってみても明らかで、基本的には求人数の多い業種ほど申請件数が多いという事実を示している。

3. 1. 在留資格変更について

留学生は就労の認められない「留学」という在留資格によって在留しており、留学修了後日本で就職を希望する場合には、就労の認められる在留資格に変更を申請し、許可を得ることが必要である。就労の認められる在留資格とは、本論末尾に資料として掲載した在留資格一覧表における、別表第1の1及び別表第1の2に該当する合計16種類の在留資格である（別表第2は除外）。この他にやや特別な性質をもつ別表第1の5の「特定活動」に在留資格を変更する場合もある。

留学生が在学中に、すなわち「留学」という在留資格でもって就労（アルバイト）を希望する場合は、資格外活動の申請をし、許可を得ることが必要であるが、留学生のアルバイト問題の詳細に関しては、岡（1992b）及び岡（1993）を参照されたい。

なお、我が国は当面外国人単純労働者の受け入れは行わない方針であり、「就学」の在留資格で在留の就学生（ほとんどが日本語学校生）については、専門的知識・技能を有さない単純労働者とみなされるため、就労を認められる在留資格への変更、すなわち日本での就職は許可されない。

3. 2. 留学生の就職に伴う在留資格変更申請及び許可件数の推移

日本の大学等で学ぶ留学生の数は、特に1980年代半ば以降、急激に増加し

ている。留学生在籍者数は、文部省留学生課（1992）によると、1983年5月1日現在10,428人であったものが、1991年5月1日現在45,066人と、この間に約4.3倍に増加している。これに比例して、日本企業等に就職を希望する留学生の数も増加の一途を辿っている。

入管統計によると、就職に伴う在留資格変更の申請件数は、1983年には144件で、そのうち在留資格変更が許可されたものは110件であった。ところが、1991年には申請件数が1,322件、そのうち許可されたものが1,117件と、わずか10年足らずの間に在留資格変更の申請件数は約9.2倍に、許可件数は約10.2倍に急増した（表1参照）。申請件数の増加が著しい中国人留学生についてみると、1985年の在留資格変更の申請件数は39件で、そのうち許可されたものは38件であったが、1991年には申請件数が752件、そのうち許可されたものが639件と、この間に申請件数は19.3倍に、許可件数は16.8倍に膨れ上がった。

1980年代後半に入ってから、留学生の就職に伴う在留資格変更申請件数の大幅な伸びを説明する要因は何であろうか。次節でも述べるように、長期的にみれば、申請者の出身地の大部分を占めるアジア諸国と日本との経済格

表1 留学生の就職に伴う在留資格変更申請及び許可件数の推移

年	全 体		中 国 人		中国人の比率(%)	
	申請件数A	許可件数B	申請件数a	許可件数b	a/A	b/B
1983	144	110	—	0	—	0.0
1984	214	189	—	5	—	2.6
1985	270	249	39	38	14.4	15.3
1986	479	403	58	51	12.1	12.7
1987	487	416	75	70	15.4	16.8
1988	592	522	115	99	19.2	19.0
1989	949	707	263	217	27.7	30.7
1990	1,199	1,004	525	454	43.8	45.2
1991	1,322	1,117	752	639	56.9	57.2

注) 出所：法務省入国管理局統計資料（『国際人流』1987年6月号Pp.16-17の表1，1988年1月号p.35の表1-1及びPp.34-35の表2，1989年8月号Pp.42-43の表2，1991年10月号p.38の表2，1992年10月号Pp.38-39の表2）

表2 1人当たりのGNPの比較

国・地域	1人当たりGNP
日本	23,730
香港	10,320
台湾	7,513
韓国	4,400
マレーシア	2,130
タイ	1,170
フィリピン	700
中国	360
バングラデシュ	180

注1) 出所：矢野恒太記念会編
『世界国勢図絵』(1992—
1993年版) Pp.148-153の表
5—5

注2) 1990年に就職に伴う在留
資格変更申請件数が10件を
超えた国・地域及び日本
で、米国を除く

注3) 1989年の数値で、単位は
ドル

差、所得格差が最大の要因を成していることは明白である。例えば、1人当たりの国民所得についてみると、日本が20,185ドル(1989年)であるのに対して、台湾7,332ドル(1990年)、韓国5,003ドル(1990年)であり、中国に至ってはわずか313ドル(1989年)に過ぎない。1990年において、就職に伴う在留資格変更申請件数が10件を超えた国・地域のうち、米国を除いたものについて、GNPベースで示したのが表2である。

長期的な要因としては、さらに、日本企業の対外直接投資、対外取引等の増大に伴

う人的側面における国際化の必要性の高まりが挙げられよう。ちなみに、1982年に77億ドルであった我が国の対外直接投資額(届出ベース)は第3波を迎えた1985年の122億ドルから1989年の675億ドルをピークとして1990年には569億ドルに、輸出額は1980年の1,298億ドルから1990年の2,869億ドルに、輸入額は長線的な伸びは示していないものの同時期に1,405億ドルから2,348億ドルに増加している。

到来による産業各界の人手不足の深刻化が挙げられよう。事実、有効求人倍率は1986年第1・四半期の0.66が1990年の第4・四半期には1.43となっている。

こうした幾つかの要因が相乗的に働いて、1980年代後半以降、日本での就職を希望する留学生数が急増している、と言えよう。

3. 3. 留学生の就職に伴う在留資格変更申請及び許可件数の国・地域別比較

前節でも若干触れたが、本節では日本での就職を希望する留学生について、その出身国・地域別に、もう少し詳細にみてみよう。

留学生の在留資格変更申請件数全体に占める中国人留学生の申請件数比率は、1985年の14.4%から1991年の56.9%と大幅な増加を示している。同様に、許可件数に占める中国人留学生の比率も、1983年の0%，1985年の15.3%から1991年の57.2%に激増した。(表1 参照)

1991年に、就職を目的として在留資格変更の申請をした留学生の出身国・地域数は、アジア16、北米2、南米7、欧州10、アフリカ5、オセアニア2の合計42カ国・地域であり、許可された留学生の出身国・地域数も同様である。アジアの留学生からの申請件数は1,246件と、全体の94.3%を占める。許可件数も同様に、アジアが1,045件、93.6%を占める。

許可件数の上位5カ国・地域の推移をみると、1988年までは台湾が第1位であったが、1989年以後は中国がこれを抜き、1991年現在では57.2%を占めるに至り、第2位の台湾14.5%、第3位の韓国12.3%を大きく引き離している(表3 参照)。中国人留学生の就職に伴う在留資格変更申請及び許可件数が1989年以降急激な増加を示しているのは、同年6月4日に勃発した「天安門事件」を引き金として急速に高まった社会主義体制への不信感が原因していることは明白であるが、長期的には、やはり日本との所得格差という物質的な側面が大きく作用していると考えられる。また、韓国人留学生に対する許可件数の伸びも著しく、1983年にはわずか5件であったものが、1991年には137件と、この間に約27.4倍に激増している。マレーシア人留学生の許可件数も、同様に1983年の1件から1991年の37件に増加している。これに対して、先進諸国からの留学生に対する許可件数はほぼ横ばいといった状態で、アジア近隣諸国からの留学生の場合と異なり、年度によって多少の増減はあるものの、直線的な伸びは示していない。

表3 留学生の就職に伴う出身国・地域別の在留資格変更許可件数（上位5カ国・地域）の推移

1983年 総件数110 (100.0)			1984年 総件数189 (100.0)			1985年 総件数249 (100.0)		
台 湾	66 (60.0)		台 湾	116 (61.4)		台 湾	123 (49.4)	
米 国	10 (9.1)		米 国	21 (11.1)		中 国	38 (15.3)	
韓 国	5 (4.5)		英 国	7 (3.7)		米 国	16 (6.4)	
ブラジル	2 (1.8)		韓 国	6 (3.2)		英 国	14 (5.6)	
オーストラリア	2 (1.8)		マレーシア	6 (3.2)		韓 国	10 (4.0)	
						マレーシア	10 (4.0)	
1986年 総件数403 (100.0)			1987年 総件数416 (100.0)			1988年 総件数522 (100.0)		
台 湾	220 (54.6)		台 湾	175 (42.1)		台 湾	181 (34.7)	
中 国	51 (12.7)		中 国	70 (16.8)		中 国	99 (19.0)	
米 国	33 (8.2)		米 国	47 (11.3)		韓 国	51 (9.8)	
韓 国	30 (7.4)		韓 国	43 (10.3)		マレーシア	50 (9.6)	
英 国	11 (2.7)		英 国	13 (3.1)		米 国	35 (6.7)	
1989年 総件数707 (100.0)			1990年 総件数1,004 (100.0)			1991年 総件数1,117 (100.0)		
中 国	217 (30.7)		中 国	454 (45.2)		中 国	639 (57.2)	
台 湾	170 (24.0)		台 湾	205 (20.4)		台 湾	162 (14.5)	
マレーシア	78 (11.0)		韓 国	110 (11.0)		韓 国	137 (12.3)	
韓 国	74 (10.5)		マレーシア	67 (6.7)		マレーシア	37 (3.3)	
米 国	45 (6.4)		米 国	30 (3.0)		米 国	29 (2.6)	

注1) 出所：法務省入国管理局統計資料（『国際人流』1987年6月号Pp.16-17の表1，1988年1月号Pp.34-35の表2，1989年8月号Pp.42-43の表2，1991年10月号p.38の表2，1992年10月号Pp.38-39の表2）

注2) 数値は件数。（ ）内は比率（％）

3. 4. 留学生の就職先業種別・職種別の在留資格変更許可件数

留学生の就職先業種別に在留資格変更件数をみると、1991年の場合、「商業」が288件（25.8％）と最も多く、次いで「電機」214件（19.2％）、「機械」91件（8.1％）、「建設」79件（7.1％）、「教育機関」62件（5.6％）の

順となっている。逆に、許可件数の少ない業種としては、「水産」0件、「飲食業」5件、「ホテル・旅館」8件、「病院」8件、「運輸」9件が挙げられる。(表4参照)

就職先業種別許可件数を、留学生の専攻分野別(文科系・理科系別)にみ

表4 留学生の就職に伴う業種別在留資格許可件数の推移

	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	計
水産	1	3	0	1	2	0	0	7
印刷	8	8	7	11	11	14	27	86
食品	6	7	2	18	13	22	26	94
建設	14	17	23	13	56	59	79	261
繊維	5	11	18	14	35	39	32	154
化学	15	11	21	11	42	54	49	203
鉄鋼	3	1	3	1	14	14	18	54
機械	19	38	36	33	45	94	91	356
電機	33	58	42	87	178	194	214	806
運輸	2	2	6	8	12	14	9	53
金融	16	23	58	57	49	73	25	301
運送機器	2	1	0	11	6	19	15	54
病院	15	20	14	16	16	7	8	96
教育機関	20	44	31	40	49	59	62	305
旅行業	7	10	8	3	11	11	18	68
ホテル・旅館	2	4	1	8	6	11	8	40
飲食業	1	2	3	3	2	6	5	22
在日外国公館	2	3	1	3	8	11	2	30
商業	56	119	131	117	85	226	228	1,022
その他	22	21	11	67	67	77	141	406
合計	249	403	416	522	707	1,004	1,117	4,418

注) 出所：法務省入国管理局統計資料(『国際人流』1987年6月号Pp.17-18の表2，1988年9月号Pp.56-57の表3，1990年8月号p.36の表4，1992年10月号p.41の表4)

てみると、1991年の場合、文科系留学生の許可件数634件中、「商業」が37.5%と最も多く、次いで「電機」10.9%、「機械」6.2%、「教育機関」4.9%、「建設」4.6%の順となっている。理科系留学生の許可件数413件中⁽⁶⁾、「電機」が33.4%と最も多く、次いで「機械」12.1%、「建設」11.9%、「教育機関」7.5%、「商業」6.5%の順となっている。さらに、1988年から1990年にかけてのデータを加えて整理してみると、文科系留学生の場合、「商業」が常に第1位を占めており、上述の5業種の他に、「金融」が3回上位5業種の中に入っているのが特徴的である。これに対して、理科系の留学生の場合、「電機」が圧倒的に多く常に第1位を占めており、上述の5業種の他に、「化学」が2回上位5業種に入っているのが特徴的である。(表5-1、表5-2参照)

次に、職種別の在留資格変更許可件数についてみてみよう。1991年の場合、許可件数総数1,117件中、「事務従事者」が最も多く61.2% (684件) を占め、次いで「技術者」28.6% (320件)、「教師」4.6% (51件)、「医師」

表5-1 文科系留学生の就職に伴う在留資格変更許可件数にみる上位業種の推移

1988年 総数333 (100.0)	1989年 総数413 (100.0)	1990年 総数538 (100.0)	1991年 総数634 (100.0)
商業 97 (29.1)	商業 67 (16.2)	商業 190 (35.3)	商業 238 (37.5)
金融 54 (16.2)	電機 65 (15.7)	金融 64 (11.9)	電機 69 (10.9)
教育 29 (8.7)	金融 46 (11.1)	電機 60 (11.2)	機械 39 (6.2)
電機 25 (7.5)	教育 37 (9.0)	機械 30 (5.6)	教育 31 (4.9)
機械 19 (5.7)	繊維 26 (6.3)	教育 28 (5.2)	建設 29 (4.6)

注1) 出所：法務省入国管理局統計資料(『国際人流』1990年8月号p.36の表4、1992年10月号p.41の表4)

注2) 数値は件数。()内は比率(%)

注3) この他に専攻分野不明の者が1988年8人、1989年9人、1990年9人、1991年13人

(6) 許可件数が、文科系留学生634件と理科系留学生413件を加えても1,117件にならないのは、この他に分類不能の「その他」70件が存在するためである。

表5-2 理科学留学生の就職に伴う在留資格変更許可件数にみる上位業種の推移

1988年 総数181 (100.0)	1989年 総数285 (100.0)	1990年 総数400 (100.0)	1991年 総数413 (100.0)
電機 61 (33.7)	電機 112 (39.3)	電機 131 (32.8)	電機 138 (33.4)
商業 17 (9.4)	建設 40 (14.0)	機械 62 (15.5)	機械 50 (12.1)
病院 16 (8.8)	機械 27 (9.5)	建設 50 (12.5)	建設 49 (11.9)
機械 14 (7.7)	化学 19 (6.7)	化学 32 (8.0)	教育 31 (7.5)
建設 10 (5.5)	商業 17 (6.0)	教育 30 (7.5)	商業 27 (6.5)
教育 10 (5.5)			

注1) 出所：法務省入国管理局統計資料（『国際人流』1990年8月号p.36の表4，1992年10月号p.41の表4）

注2) 数値は件数。（ ）内は比率（％）

注3) この他に専攻分野不明の者が1988年8人，1989年9人，1990年9人，1991年13人

0.8％（9件）となっており，この他に「その他」が4.7％（53件）ある。1988年から1990年にかけての統計をみても，やはり，いずれの年も「事務従事者」が60％前後を占めており，最も多い。

3. 5. その他の要因別にみた留学生の在留資格変更件数

3. 5. 1. 留学生の就職に伴う在籍形態別の在留資格変更申請及び許可件数

1991年における，留学生の在籍形態別の在留資格変更申請件数及び許可件数を表6に示した。申請件数に占める比率は，大学院生が27.6％と最も多

表6 就職に伴う留学生の在籍形態別在留資格変更申請及び許可件数（1991年）

	大学院生	学部生	専門学校生	短大生	その他	合計
申請件数	365	265	320	26	346	1,322
比率（％）	(27.6)	(20.0)	(24.2)	(2.0)	(26.2)	(100.0)
許可件数	363	255	187	25	287	1,117
比率（％）	(32.5)	(22.8)	(16.7)	(2.2)	(25.7)	(100.0)
許可率（％）	99.5	96.2	58.4	96.2	82.9	84.5

注1) 出所：法務省入国管理局統計資料（『国際人流』1992年10月号p.42の表6）

注2) 「その他」は研究生等

く、次いで専門学校生が24.2％、学部生が20.0％の順である。ところが、許可件数に占める比率をみると、大学院生が32.5％で最も多く、次いで学部生が22.8％と多く、専門学校生は16.7％に減少している。申請件数に対する許可件数の比率をみると、さらに明らかで、大学院生99.5％、学部生96.2％、短期大学生96.2％と、いずれも90％を大きく上回る高い許可率であるのに対して、専門学校生の場合は58.4％という低い数字に留まっている。1990年までの数年間をみても、大学院生や学部生の場合は概ね90％を超える高い許可率で推移しているが、専門学校生の場合は1988年68.0％、1989年33.3％、1990年41.0％、と極めて低い許可率を示している。大学院生や学部生に比べて、専門学校生の日本企業等への就職は容易ではないことが窺える。

3. 5. 2. 留学生の就職に伴う在留資格別許可件数

1991年において、就職に伴う在留資格変更が許可された1,117件について、変更後の在留資格別にみると、「人文知識・国際業務」が62.4％と圧倒的に多く、次いで「技術」27.3％、「研究」3.9％、「教授」3.2％の順となっており、在留資格一覧表で別表第1の2として示される在留資格に変更が許

表7 留学生の就職に伴う在留資格別許可件数（1991年）

	人文知識・ 国際業務	技 術	教 授	研 究	投 資・ 経 営	医 療	芸 術
全 体	697 (62.4)	305 (27.3)	36 (3.2)	44 (3.9)	7 (0.6)	7 (0.6)	3 (0.3)
中国人	363 (56.8)	202 (31.6)	23 (3.6)	33 (5.2)	2 (0.3)	3 (0.5)	3 (0.5)

教 育	技 能	興 業	宗 教	特 定	公 用	合 計
7 (0.6)	3 (0.3)	2 (0.2)	2 (0.2)	3 (0.3)	1 (0.1)	1,117 (100.0)
5 (0.8)	3 (0.5)	1 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	639 (100.0)

注1) 出所：法務省入国管理局統計資料（『国際人流』1992年10月号p.40の表3）

注2) 上段：件数，下段：比率（％）

可された件数が、全体の96.0%を占める（表7参照）。中国人留学生の場合も、在留資格変更許可件数639件のうち、「人文知識・国際業務」が56.8%と最も多く、次いで「技術」31.6%、「研究」5.2%、「教授」3.6%となっている。

3. 4. 3. 雇用契約期間別の留学生の在留資格変更許可件数

1990年における、雇用契約期間別に留学生の在留資格変更の許可件数をみると、1年契約が最も多く、全体の50.1%を占めている。また、3年契約が6.1%、2年契約が5.5%と続き、雇用契約期間を定めたものに対する許可件数は、合計65.3%（656件）である。これに対して、雇用契約期間を定めない、いわゆる終身雇用形態をとるものが34.7%存在する。（表8参照）

表8 留学生の就職に伴う雇用契約期間別の在留資格変更許可件数（1990年）

	6カ月	1年	2年	3年	5年	不定	その他	合計
許可件数	4 (0.4)	503 (50.1)	55 (5.5)	61 (6.1)	26 (2.6)	348 (34.7)	7 (0.7)	1,004 (100.0)

注1) 出所：法務省入国管理局統計資料（『国際人流』1991年10月号p.40の表8）

注2) 「その他」は6カ月、1年、2年、3年、5年以外の雇用契約期間；「不定」は雇用期間を定めず、終身雇用形態をとるもの

契約期間を定めた雇用形態については、批判的な意見が寄せられようが、現実には、留学生の中には終身雇用を望まず、日本企業等で数年間の実務経験を積んだ後、次のステップに踏み出すことを考えている者もあり、一概に否定することはできない。この点については次章で詳しく取り上げてみたい。

3. 5. 4. 月額報酬別の留学生の在留資格変更許可件数

1991年において、就職に伴い在留資格変更が許可された留学生の、月額報酬をみてみると、25万円以上30万円未満が45.7%（510件）と最も多く、次いで20万円未満21.8%（243件）、20万円以上25万円未満18.4%（206件）、30万円以上35万円未満9.7%（108件）となっており、30万円未満が全体の85.9%を占めるが、50万円以上も1.0%存在する。1989年には、月額報酬が20万円未

満の比率が62.7%を占め、1990年には56.1%であったことを考えると、1991年において、月額報酬の大幅な増加があったことが認められる。

3. 5. 5. 留学生の就職が許可された企業等の規模

1991年において、留学生の就職が許可された企業等の規模をみると、許可件数は「1億円以上100億円未満」が全体の54.7%（611件）を占め、次いで「100億円以上」が29.2%（326件）、「1億円未満」8.1%（91件）、そして学校等の「その他」8.0%（89件）となっている。1988年から1990年にかけては、売上高100億円以上の企業の許可件数が、214件、311件、502件と増加していたにもかかわらず、1991年には再び減少に転じているのは、平成景気の終焉が原因であろうか。

以上、入国管理局統計に基づいて、ここ数年来の留学生の就職に関する現状を概説してみた。

4. 企業の雇用意識と外国人留学生の就職意識

4. 1. 外国人労働者雇用に関する調査結果にみる現状

4. 1. 1. 各種調査にみる外国人雇用の比率

企業に対しての外国人労働者雇用に関する調査は、今日に至るまでに相当数実施されていると推察される。筆者の手元にある資料を整理してみると、調査対象企業が、特定の地域、或いは特定の条件（事業規模、上場企業等）を満たしているもの等に限定されている場合が大半であり、その結果、外国人労働者の雇用比率に大きな違いが現れている。もちろん、調査時期の要因も見落とせないが、それ以上に各調査の対象企業の特性或いは回収率が大きく影響していると考えられる。

調査対象を特定の地域に限定した調査の場合、千葉県商工労働部労政課「外国人労働者雇用実態調査」（1989年10月調査、1990年公表、以下「千葉県」と略称）によると、千葉県内の事業所で、外国人労働者を雇用している

事業所は4.8%という低い数字に留まっている。大阪商工会議所産業経済部「外国人労働者等の採用に関する調査報告」(1990年2月調査, 同年公表)によると, 主として大阪市内に本社を構える企業の11.1%が外国人を雇用している。東京都品川労政事務所「外国人の雇用に関する意識・実態調査」(1988年10月調査)によると, 品川区内の企業の28.1%が外国人を雇用している⁽⁷⁾。

調査対象企業を事業規模等で限定した調査の場合, 日本在外企業協会「外国人知識労働者の雇用実態に関する調査」(1987年9月調査)によると, 外国人を雇用している上場企業は33.6%である⁽⁸⁾。国際産業・労働研究センター「我が国企業における外国人雇用と今後のニーズ」(調査時期1987年11月)によると, 東証一部上場企業及び非上場有力企業の22.1%が外国人を雇用している⁽⁹⁾。国際産業・労働研究センター「中小企業における外国人労働者・研修生の受け入れニーズ」(1989年公表)によると, 中小企業の17.0%が外国人を雇用している⁽¹⁰⁾。

この他に, 外国人労働者を雇用していると思われる企業を対象とした調査が数件ある。例えば, 国際産業・労働研究センター「大企業における外国人労働者・研修生の受け入れ実態と今後のニーズ」(1989年公表)は調査の性質上100.0%である⁽¹¹⁾。入管協会研究企画部「外国人社員の就労に関するアンケート調査の結果報告」(1991年3, 4月調査, 同年公表, 以下「入管協会」と略称)によると, 同協会会員企業の79.2%が外国人を雇用している。これらの調査は, 外国人労働者を雇用していると予想される企業に限定して実施されたものであり, 雇用比率に関する限り, この2件の数値は極めて特

(7) 千葉県(1990)のp. 26の表による。

(8) 前出の千葉県(1990)のp. 25の表による。

(9) 前出の千葉県(1990)のp. 26の表による。

(10) 前出の千葉県(1990)のp. 26の表による。

(11) 前出の千葉県(1990)のp. 26の表による。

殊なものとして理解すべきである。

4. 1. 2. 外国人雇用の実態——「千葉県」の調査を中心に

次に、回収総数2,566、回収率51.3%と、信頼性の高い「千葉県」の調査を中心にして外国人雇用の動機をみてみよう。重複回答を含むが、「日本人のみでは数的に充足できなかった」が43.1%と最も多く、人手不足対策としての外国人雇用であることが明白である。これは調査回答事業所のうち、従業員300人以上の事業所がわずか5.6%に過ぎず、50人未満が60.4%を占めているためであろう⁽¹²⁾。いわゆる企業の国際化、活性化のための要員としての雇用の動機は、「日本人従業員への外国語教育要員として」6.0%、「外国取引引き先等の交渉要員として」6.9%、日本人では充たされない技術技能が必要」6.0%、「外国人の発想を取り入れたかったから」3.4%、「海外進出に備えて」9.5%、「外国（人）に馴れるため」3.4%と押し並べて低い。こうした雇用の動機は、外国人従業員の職種に反映され、その結果、製造、建設などの作業員が雇用者全体の62.1%を占めている⁽¹³⁾。

これに対して、国際化に関心が高く、大企業が多数を占めると推測される「入管協会」の調査では⁽¹⁴⁾、外国人雇用の動機が、重複回答を含み、「外国人自身の語学力」49.6%、「外国人の技術や技能」49.1%、「優れた人材」36.2%、「外国人特有の思考、発想、感覚」28.1%、「組織（日本人スタッフ）の活性化」15.8%と、企業の国際化、活性化につながる理由が高い比率を占めるのに対して、逆に「日本人労働力不足の補填」は15.2%に過ぎず、「千葉県」の調査結果とは大きく異なっている。

(12) 前出の千葉県（1990）のp. 2の表より算出した。

(13) 前出の千葉県（1990）のp. 4の図5より算出した。

(14) 同協会の松崎初子氏によると、会員企業についての上場・非上場別、規模別等の統計はとっていないが、既に外国人を採用している大手企業が多い、とのこと。

4. 2. 外国人留学生の就職に関する調査結果にみる現状

4. 2. 1. 外国人留学生の就職に関する各種調査例

外国人留学生の雇用・就職に関する実態調査には次のようなものがある。

- (1) 日本在外企業協会(1988年調査, 同年公表)「外国人留学生の就職問題に関するアンケート調査結果の概要」。この報告書はマスコミ向け発表用のレジュメで, 未公開である。この調査は, 企業調査と大学調査の2件から成る⁽¹⁵⁾。
- (2) 雇用開発センター(1988年調査, 1989年公表)「企業の国際化と外国人留学生・研修生——概要——」。この調査は, 企業調査2件, 留学生調査, 研修生調査の合計4件から成る⁽¹⁶⁾。
- (3) 三和総合研究所(1989年調査, 同年公表)「内なる国際化のための人材活用」。この調査は, 企業調査と留学生調査の2件から成る⁽¹⁷⁾。

-
- (15) 企業調査は当該協会会員企業365社を対象にして, 1988年7月から9月にかけて郵送調査法によって実施され, 有効回答数95, 有効回答率26.0%であった。大学調査は国立大学120校, 私立大学120校の計240校を対象として, 同じ時期に郵送法によって実施され, 有効回答数94, 有効回答率39.2%であった。
- (16) 企業調査は次の通り。①「外国人研修生・留学生の受け入れに関する調査」は海外進出企業及び外資系企業4,500社を対象として, 1988年9月に郵送調査法によって実施され, 1,240社から回答を得, 回収率は27.6%であった。回答企業の67.1%が従業員数300人未満である。②「外国人の教育・研修等に関する調査」は①で留学生・研修生を受け入れていることが判明した企業350社及び東証一部上場企業650社の合計1,000社を対象として, 1988年12月に郵送調査法によって実施され, 193社から回答を得, 回収率は19.3%であった。留学生調査は「留学生の就職と進路に関する調査」と題し, 大学11校, 短大2校, 専門学校4校(いずれも私立)の計17校に在籍する留学生(主として卒業年次生)880人を対象として, 1988年12月に留置法によって実施され, 有効回答数332, 回収率37.7%であった。研修生調査は上記②の研修生を受け入れ企業370社を通じて, 1社当たり平均2人, 計740人を対象にして, 1989年1月に留置法によって実施されたが, 有効回答数60, 回答率8.2%に留まった。
- (17) 企業調査はSANMICO経営者交流会参加企業500社(主として中小企業)を対象として, 1989年2月末から3月初めにかけて郵送法によって実施され, 有効回答数180, 有効回答率36.0%であった。回答企業の87.8%が従業員数300人未満である。留学生調査は首都圏在住のアジア系留学生600人を対象として, 1989年2月に留置面接調査法によって実施され, 有効回答数399, 有効回答率66.5%であった。

- (4) ヤン・エンタープライズ（1990年調査，同年公表）「'90キャリア・セミナー集計」。この集計表はマスコミ向け発表用のレジュメで，未公開である⁽¹⁸⁾。これは留学生調査である。
- (5) リクルートリサーチ（1991年調査，1992年公表）「外国人留学生の雇用意向と活用実態に関する調査」。この報告書はマスコミ向け発表用のレジュメで，未公開である。これは企業調査である⁽¹⁹⁾。
- (6) ヤン・エンタープライズ（1992年調査，同年公表）「日本企業で働く外国人対象のアンケート調査」⁽²⁰⁾。
- (7) ヤン・エンタープライズ（1992年調査，同年公表）「'92キャリア・セミナー I N東京・集計」。この集計表はマスコミ向け発表用のレジュメで，未公開である。これは留学生調査である⁽²¹⁾。

- (18) ヤン・エンタープライズの永井良一氏によると，留学生に対する就職希望アンケートを実施したのは，これが初めてであり，留学生に対する合同就職説明会会場で実施した。1991年には東京と大阪で各々1回実施したが，その調査結果をまとめたレジュメは散逸したとのこと。従って，本文で示した報告書のタイトルは筆者が仮に付けたもの。なお，第1回目の調査の概要については，1990年7月10日付『日経産業新聞』に「外国人留学生就職希望調査・日本で数年間働き帰国——情報不足・人間関係に不安」と題して掲載された。
- (19) この調査は，帝国データバンク社の企業データベース『COSMOS 2』収録企業のうち，従業員規模300人以上の企業10,034社から外資系企業を除いた9,845社を対象として，1991年8月末から9月にかけて郵送法によって実施され，有効回答数1,710，有効回答率17.4%であった。
- (20) この調査は，日本企業で働いている外国人のうち，同社が住所を把握している者を対象として，1992年1月に郵送法によって実施され，101人から回答があった（無効回答1人を含むと推定される）。回答者の59.4%が欧米先進国出身者で，平均年齢は30歳，現在所属の企業での勤続年数は平均2年である。調査結果の概要は同社の就職情報誌 CAREER INFORMATION（1992-4，No.6）に「日本企業について，本音で語ろう」（Pp. 12-14）と題して掲載されている。
 なお，本文中の調査タイトルは仮のもの。
- (21) この調査は，同社が1992年5月に東京で留学生のための就職セミナーを開催した折，参加した留学生690人を対象として会場で実施したもので，回答者数343，回収率49.7%であった。なお，セミナー参加者の95.5%がアジア諸国からの留学生であった。

- (8) ヤン・エンタープライズ(1992年調査, 同年公表)「'92キャリア・セミナー I N大阪・集計」。この集計表はマスコミ向け発表用のレジュメで, 未公開である。これは留学生調査である⁽²²⁾。

4. 2. 2. 各種調査結果にみる企業サイドの現状

元留学生(以下, 単に留学生と呼称)を現在雇用していると回答した企業は, 雇用開発センター(1989b)によると10.9%, 三和総合研究所(1989)によると12.8%, リクルートリサーチ(1992)によると12.0%である(表9参照)。また, 将来の雇用予定については, 現在雇用中の企業を含めて「雇用予定あり」が, 各々15.6%, 28.9%, 24.2%となっており, 留学生を採用する企業が増加する傾向にあることがわかる。

表9 各調査にみる企業の留学生雇用の有無: 比率(%)

調査主体者	雇用している	雇用していない	無回答	合計
雇用開発センター	10.9	84.8	4.4	100.0
三和総合研究所	12.8	85.0	2.2	100.0
リクルートリサーチ	12.0	88.0	0.0	100.0

注) 雇用開発センター(1989b) p.6の図6より, ただし「雇用している」は過去3年間に採用した企業を指す。n=1,240; 三和総合研究所(1989) p.39の表より, n=180; リクルートリサーチ(1992) p.7の図より, n=1,710

リクルートリサーチ(1992a)の調査結果から, すでに留学生を雇用している企業の雇用の動機をみると, 重複回答を含み, 「外国人が理由ではなく, すぐれた人材であるため」が49.5%と最も多く, 以下「業務上外国人の語学力を必要とするため」44.2%, 「業務上専門技術を持つ外国人が必要」34.5%など外国人としての特性を評価する項目が上位を占めており, 「日本人労働力が不足しており, その補充」は第8位16.5%と少ない(表10参照)。

(22) 前注同様に, 219人を対象として1992年5月に大阪会場にて実施したもので, 回答者数128, 回収率58.4%であった。なお, セミナー参加者の97.7%がアジア諸国からの留学生であった。

表10 外国人留学生雇用の動機の重要度

雇 用 の 動 機	比率 (%)
①外国人が理由ではなく、すぐれた人材であるため	49.5
②業務上外国人の語学力を必要とするため	44.2
③業務上専門技術をもつ外国人が必要	34.5
④取り引き国の事情に詳しいスタッフが必要	29.6
⑤業務上外国人特有の思考・発想・感覚が必要	29.1
⑥従業員に国際感覚を身につけさせるため	29.1
⑦海外事業所や支店の要員を確保するため	22.8
⑧日本人労働力が不足しており、その補充のため	16.5
⑧実験的に導入	16.5
⑩対外イメージの向上	7.3
⑪社員に対して語学教育を実施するため	5.3
⑫その他	2.4
合 計	286.9

注1) 出所：リクルートリサーチ (1992 a) のp.5の図より作成

注2) $n=206$

この調査結果は、本章第1節第2項で示した「千葉県」(1990)の数値と好対照を成すものである。

また、主として中小企業を対象とした、三和総合研究所(1989)の調査の場合、重複回答を含み、「人材不足を補填」が50.0%と最も多い⁽²³⁾。しかし、同報告書自身も指摘の通り、「人材」が単なる「人手」を意味するのか、それとも高等教育を受けた「人材」なのか、不明である。また、同報告書で留学生採用の条件をみると、重複回答を含み、最も多いのは「協調性があること」48.4%である。次いで「日本語が話せること」43.0%、「日本語及び英語が話せること」32.8%で、両者を合計すると75.8%になる。また、「日本語又は英語が話せること」も14.1%存在し、日本語能力と協調性が雇用に当たっての大きなポイントとなっていることがわかる。

(23) この数値は、現在留学生を雇用している企業23社、現在雇用の意思のある企業或いは将来的に検討する企業105社の合計128社の回答による。

就職先企業の業種、雇用形態、雇用期間、初任給等については、第3章の
 入管統計で示した通りであり、個々の調査結果は省略する。

4. 2. 3. 各種調査にみる留学生サイドの現状

留学生の卒業後の進路に関して、雇用開発センター（1989b）によると、
 日本企業に就職を希望している留学生は23.5%であり、母国に帰ってから日
 系企業に就職したい者8.7%をこれに加えると、32.2%になる。三和総合研
 究所（1989）によると、日系企業を含む日本企業に就職を希望する留学生は
 34.3%である。また、アイデム広報研究所が在日留学生を対象に実施した調
 査によると、「日本で就職する予定」と答えた者が23.8%存在する⁽²⁴⁾。また、
 就職問題を主目的としない調査から数字を拾ってみると、日本で就職を希望
 している留学生の比率は、東京都（1989）の調査では14.7%、東海大学教育
 研究所（1990）の調査では17.9%、中国系の留学生を対象とした『留学生新
 聞』（1992）の調査では26.7%、中国人私費留学生を対象とした岡（1992a）
 の調査では30.2%となっている。これに加えて東海大学教育研究所（1990）
 の調査では、「帰国前に実習・研修をしたい」と回答した者が20.4%いる。堀
 （1991）によると、中国大陆で実施したアンケート調査の結果、大学生を主
 とする若者のおよそ80%が留学を希望している。留学希望者の留学修了後の
 進路は①「直ちに帰国」29%、②「当分の間留学先の国にとどまる」25%、
 ③「可能な限り帰国しない」24%、④「第三国へ渡航」10%となっており、
 留学先の国での就職を考えている者（②+③）が半数近くにのぼる⁽²⁵⁾。

雇用形態については、三和総合研究所（1989）によると、66.5%が5年未
 満の雇用を希望している。ヤン・エンタープライズ（1992b）によると、留
 学生のための就職セミナーに参加した留学生の58.9%が「数年日本で働いた
 後、母国で働きたい」、35.0%が「定年まで日本で働きたい」と答えている。
 当該調査は就職意欲の大きい留学生を対象としているので、留学生サイドの

(24) リクルートリサーチ『ニュースファイル』1993-1, p. 15による。

希望がかなり明確に示されている。

初任給については、三和総合研究所（1989）によると、税込み年収「400万円」という回答が38.6%と最も多く、平均は441万円である。大学院生の平均は468万円である。しかしながら、当時の日本人の初任給は大卒で15万8千円弱、大学院卒の事務系で17万6千円、技術系で17万4千円（日経連1988年7月調べ）であり、仮にボーナス年6カ月分を加えたとしても、年収は各々284万円、317万円、313万円ほどであり、留学生の希望と現実には大きな違いがある。

就職したい企業の規模については、「能力が活かせるのであれば、規模にはこだわらない」とする回答が、三和総合研究所（1989）では44.9%、ヤン・エンタープライズ（1992b）では59.8%となっており、「大手企業」を希望する者の比率は各々29.8%、20.7%と小さい。

また、ヤン・エンタープライズ（1992b）によると、企業を選ぶ際に重視する理由は、重複回答を含み、①「どんな事業内容か」58.6%、②「外国人の必要性がどこまであるか」50.7%、③「能力が評価されるか（昇進できるか）」40.8%、④「母国に現地法人はあるか」40.2%、⑤「自分の専攻が活かせるか」34.1%の順で多く、賃金、休暇等を選択理由として挙げている者は少ない（表11参照）。雇用開発センター（1989b）が、就職の際に「重視する職業や企業の情報」として列挙している理由も、ほぼヤン・エンタープライズ（1992b）の調査結果に近く、第1位が上述の理由③で67.0%、第2位が

(25) 堀（1991）のp.125の図より。なお、この調査は1989年2月から11月にかけて、北京市・西安市・重慶市・上海市において、主として集団記入法、一部郵送法にて実施された。回答者435人中30才未満が86.9%；大学・大学院在学中及び大学・大学院卒が71.7%を占める。留学希望国は重複回答を含んでアメリカが49%と最も多く、次いで日本28%である。また、この調査は同時期に台湾においても実施された。ちなみに台湾の場合、留学終了後の進路は①「直ちに帰国」49%、②「当分の間留学先の国にとどまる」30%、③「可能な限り帰国しない」6%、④「第三国へ渡航」3%と、大陸と比較して①が多く③が少ないのが目につく。

表11 外国人留学生が企業を選択する際に重視する要因

企業選択の理由	比率 (%)
①どんな事業内容か	58.6
②外国人の必要性がどこまであるか	50.7
③能力が評価されるか（昇進できるか）	40.8
④母国に現地法人はあるか	40.2
⑤自分の専攻が活かせるか	34.1
⑥日本人と同等の待遇か	32.4
⑥ビザの取得は可能か	32.4
⑧長く勤めることができるか	19.5
⑨福利厚生施設は整っているか	14.3
⑨外国人社員の採用実績はあるか	14.3
⑪休日・休暇が十分とれるか	12.2
⑫賃金が高いか	12.0
合 計	361.5

注 1) 出所：ヤン・エンタープライズ (1992 a b) の
p. 2

注 2) $n=343$. 「初めから母国で働きたい」14人, 「第三国で働きたい」11人を含む

⑤で58.3%, 第3位が①で57.3%となっている（重複回答含む, ②④に相当する回答肢はない）。

三和総合研究所 (1989) によると, 留学生在が就職を希望する企業の業種は, 文科系の場合, ①「貿易商社」33.7%, ②「金融」23.7%, ③「流通」及び「コンサルティング, 会計事務所, 研究所等」が各々11.6%の順であるのに対して, 理科系の場合, ①「製造業」43.1%, ②「コンサルティング, 会計事務所, 研究所等」19.7%, ③「貿易商社」10.2%の順となっている。留学生全体でみると, ①「貿易商社」25.8%, ②「製造業」20.3%, ③「金融」17.5%の順である。雇用開発センター (1989 b) によると, ①「製造業」27.6%, ②「流通・商業」21.1%, ③「金融・保険・証券」17.4%の順となっている。

また, ヤン・エンタープライズ (1992 b) によると, 日本企業への就職に対して不安や心配が「かなりある」或いは「少しある」と回答した留学生は

83.7%にのぼり、その理由としては、重複回答を含み、①「人間関係」41.5%、②「日本企業に関する情報不足」24.7%、③「日本企業への順応」23.0%、④「仕事内容」20.2%、⑤「言語」19.5%などがある⁽²⁶⁾。

就職情報については、「不十分」と感じている留学生が、ヤン・エンタープライズ（1992b）では81.3%、三和総合研究所（1989）では70.2%存在しており、日本在外企業協会主催の「外国人留学生就職問題研究会」においても、情報不足が留学生の就職の障害となっている点が指摘されている。また、三和総合研究所（1989）によると、留学生側の就職情報の入手経路は「知人、友人を通して」が46.9%も多く、個人的なコネを利用した情報収集に頼っている面が窺える。雇用開発センター（1989a）によると、企業の採用ルートも同様に、「友人・知人の紹介」が重複回答を含んで46.0%と最も多い。

4. 2. 4. すでに就職している元留学生の現状

小木曾友・（財）アジア学生文化協会事務局長の指摘のように、留学生の就職意識に関する実態調査は、「どうあるべきか、或いはどうあってほしいか、という期待であって、就職してみても実際にどうだったのか、どんな問題にぶつかっているのか、という現実は語られていない」⁽²⁷⁾。そこで、すでに日本企業で働いている元留学生の実態を、ヤン・エンタープライズ（1992a）の調査からみてみよう。

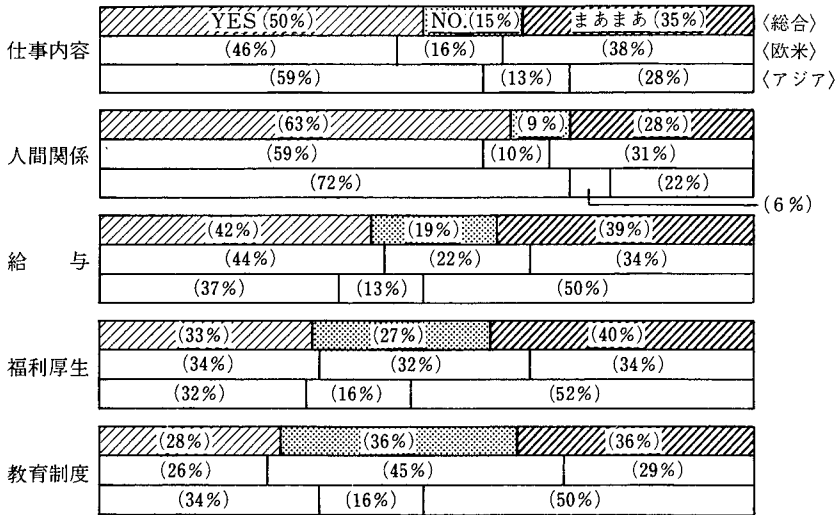
現在担当している仕事は、①「研究・開発」26%、②「海外業務・海外営業」16%、③「国内営業」14%、④「人事」5%、⑤「翻訳・通訳」4%、「語学教師」4%の順となっている。

現状に対する満足度は次の通りである（図1参照）。「仕事内容」について

(26) 343を分母としている当該レジュメの数値を、不安が「ある」と答えた287を分母としたものに変えた。

(27) 「留学生の期待と現実」『国際人流』1990年2月号、p. 4)。

図1 現状に対する満足度



注1) 出所: ヤン・エンタープライズ (1992a) p.13

注2) 総合n=100, 欧米n=62 (先進国60, 南米2), アジアn=30, 不明n=8

は、「満足」50%、「不満足」15%であり、「人間関係」については、「満足」63%「不満足」9%と、この2つは満足度がかかなり高い。しかし、「給与」については、「満足」42%、「不満足」19%であり、「福利厚生」については、「満足」33%、「不満足」27%であり、「教育制度」についても、「満足」28%、「不満足」36%と、満足度が相対的に低い。その理由としては、住宅手当が少ない、将来の見返りのない厚生年金の保険料が高い、外国人向けのきちんとした教育プログラムがない、などが挙げられる。

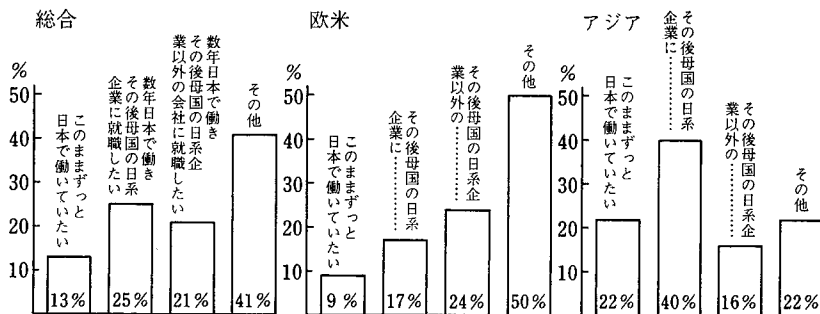
今後の進路については、①「数年日本の企業で働き、その後母国の日系企業に就職したい」25%、②「数年日本の企業で働き、その後母国の日系企業以外の会社に就職したい」21%、③「このままずっと日本で働いていたい」13%の順となっている。アジア諸国出身者の場合は、上述の①が40%、③が22%、②が16%と、帰国後日系企業に就職を希望する者の比率が高いのが特

徴である。(図2参照)

また、『留学生新聞』(1992)によると、中国系の元留学生は現在の仕事に対して、「満足」40.0%、「普通」11.8%、「不満足」42.4%と評価している。

なお、留学生の就職問題を考える場合、大学サイドの就職指導の問題も一考を要する問題であるが、別に論じることとし、本論では言及しない。

図2 今後の進路



注) 図1の注に同じ

5. 結 び

日本在外企業協会(1988a)によると、留学生の就職問題が国会の場で初めて取り上げられたのは、1988年3月2日の衆議院予算委員会(一般)において、公明党の木内良明議員が通産大臣に対して、留学生のための就職斡旋機関の設立を提案した時であった。この提案は、日本在外企業協会の「外国人知識労働者の雇用実態に関する調査報告書(1988. 2)」の中で提唱されている「外国人留学生リクルート・センターの設立を」という提言に基づいてなされたものであり、これに対して、通産大臣は「よく検討してみたい」と回答した。

その後、1992年4月15日付『日本経済新聞』は「政府は財界四団体などと共同で、日本の大学で教育を受けているアジア出身者を中心とした留学生を対象に日本企業への就職を支援する事業を始める。受け入れる企業の発掘、留学生への就職情報の提供などを主な事業とし、今夏に官民で推進母体となる協議会を発足させる。……」と報じた。しかし、不況の深刻化も影響してか、企業・政府の足並みが揃わず、1993年1月末現在当該協会の設立にこぎ着けていない。前章の留学生調査の結果からも、就職の際の情報不足は大きな問題であり、本格的な就職支援機関の早急な設立が望まれる。

雇用開発センター(1989a)の推定によると、日本で就職を希望する留学生は毎年2,500人前後存在するが、1989年における留学生の就職に伴う在留資格変更申請件数は949件に過ぎない。同報告書は、就職希望者数と申請件数との落差は「基本的には企業側の採用意欲の低さを示している」としているが、まさにその通りである。これには留学生側の企業情報入手不足も若干原因しており、その結果毎年およそ1,500人の就職希望者があぶれることになる。ただ、これまで各種調査結果からみてきたように、企業側の留学生雇用実績及び雇用意欲は不十分ながらも増大する傾向にはある。しかしながら、留学生の雇用を望む企業比率の漸増が、果たしてどの程度国際化へのニーズに由来するものであるのか、どの程度80年代後半の平成景気に由来するものであるのか、現在のところ判断のすべはなく、平成不況が底を打つと思われる1993年の雇用実績が判明する1994年以降にその答が得られよう。

経済界、学界のメンバー(座長、尾形正二さくら総合研究所社長、委員17人)で構成される国際人流研究会が「国際的な人の移動を考える(1993.1)」を発表した。これは、活力ある社会の構築のための国際的な人的交流や外国人労働者の現状と問題点について、同研究会がこれまでさまざまな角度から研究・討論を重ねてきた成果をまとめた最終報告書である。しかしながら、同報告書は留学生の就職問題については一言も触れておらず、外国人労働者問題に占める留学生の就職問題の位置づけが欠如している。

本論を発表することによって、留学生の就職問題が外国人労働者問題の重要な一部分を成すものであるという認識を、多少なりとも高めることができれば幸いである。

引用文献

- 千葉県商工労働部労政課 1990 外国人労働者雇用実態調査報告書 千葉県商工労働部労政課
- 藤田忠司 受入れ消極派が7割占める——部長さんの「外国人労働者問題を考える」 週刊ダイヤモンド, 1990年6月9日号(第78巻22号), 86-89.
- 福山桂二 1991 外国人労働者に関する世論の動向 国際人流, 1991年4月号(№47), 12-33.
- 浜なつ子 1991 アジア留学生のニッポン就職事情 Will, 1991年9月号(第10巻9号), 70-75.
- 法務省刑事局経済法令研究会(編) 1990 Q & A改正入管法——外国人雇用をめぐる諸問題—— 立花書房
- 法務省入国管理局 1989 留学生の日本企業への就職について 国際人流, 1989年8月号(№27), 42-45.
- 法務省入国管理局 1990 平成元年における留学生の日本企業等への就職について 国際人流, 1990年8月号(№39), 34-37.
- 法務省入国管理局 1991 平成二年における留学生の日本企業等への就職について 国際人流, 1991年10月号(№53), 36-40.
- 法務省入国管理局 1992 a 我が国の不法残留者数推計 国際人流, 1992年4月号(№59), 38-40.
- 法務省入国管理局 1992 b 平成三年における入管法違反事件 国際人流, 1992年8月号(№63), 50-52.
- 法務省入国管理局 1992 c 平成三年における不法就労外国人 国際人流, 1992年9月号(№64), 24-33.
- 法務省入国管理局 1992 d 平成三年における留学生の日本企業等への就職 国際人流, 1992年10月号(№65), 36-42.
- 法務省入国管理局 1992 e わが国における不法残留者数 国際人流, 1992年11月号(№66), 38-40.
- 法務局入国管理局内入管統計研究会(編) 1990 我が国をめぐる国際人流の変遷——出入国・在留統計にみる国際化の現状—— 大蔵省印刷局
- 法務省入国管理局政策課 1992 出入国管理基本計画 国際人流, 1992年5月号(№60), 2-37.
- 法務省入国管理局資格審査課 1987 留学生の就職をみる 国際人流, 1987年6月号(№

- 1), 15-18.
- 法務省入国管理局資格審査課 1988 a 留学生の日本企業への就職状況 国際人流, 1988年1月号 (No.8), 34-37.
- 法務省入国管理局資格審査課 1988 b 資格外活動許可について 国際人流, 1988年7月号 (No.14), 50-55.
- 法務省入国管理局資格審査課 1988 c 昭和62年における留学生の日本企業等への就職状況 国際人流, 1988年9月号 (No.16), 55-58.
- 法務省入国管理局資格審査課 1990 平成元年上半期における留学生の日本企業等への就職 国際人流, 1990年2月号 (No.33), 21-25.
- 法務省入国管理局登録課 1991 日本で暮らす外国人 国際人流, 1991年11月号 (No.54), 43-57.
- 堀毅 1991 中国人留学生と人権 三一書房
- 異文化間教育学会(編) 1991 異文化間教育・文献目録 異文化間教育, 5号, 153-165.
- 石田敏行 金融国際化時代の外国人採用 国際人流, 1987年6月号 (No.1), 10-14.
- 経済企画庁(編) 1991 経済白書(平成3年版) 大蔵省印刷局
- 国際人流研究会 1993 国際的な人の移動を考える——国際人流研究会報告書—— 国際人流, 1993年1月号 (No.68), 13-28.
- 雇用開発センター 1989 a 企業の国際化と外国人留学生・研修生 雇用開発センター
- 雇用開発センター 1989 b 企業の国際化と外国人留学生・研修生——概要—— (未公刊)
- 文部省学術国際局留学生課 1992 我が国の留学生制度の概要 文部省学術国際局留学生課
- 日本経済新聞 1992年4月15日付 「日本企業への就職, 官民でアジア留学生支援——今夏に推進母体設立」
- 日本在外企業協会 1988 a 外国人留学生の就職問題に関する提言 日本在外企業協会
- 日本在外企業協会 1988 b 外国人留学生の就職問題に関するアンケート調査結果の概要 (未公刊)
- 日経産業新聞 1990年7月10日付 「外国人留学生就職希望調査, 日本で数年働き帰国——情報不足・人間関係に不安」
- 西尾幹二 1992 私の最後の警告——外国人労働者問題, いまや存在せず 文藝春秋(編) 日本の論点 文藝春秋, 232-237.
- 入管協会研究企画部 外国人社員の就労に関するアンケート調査の結果報告 国際人流, 1991年6月号 (No.49), 12-16.
- 小木曾友 留学生の期待と現実——日本企業への就職について 国際人流, 1990年2月号 (No.33), 3-7.
- 岡益巳 1992 a 中国人私費留学生に関する実態調査——岡山県の場合—— 岡山大学産業経営研究会(編) 研究報告書 第27集, 1-26.
- 岡益巳 1992 b 入管法改正に伴う中国人私費留学生のアルバイト問題(1) 岡山大学経

- 済学会雑誌, 第24巻第3号, 61-90.
- 岡益巳 1993 入管法改正に伴う中国人私費留学生のアルバイト問題(Ⅱ) 岡山大学経済学会雑誌, 第24巻第4号, 139-160.
- 大阪商工会議所産業経済部 1990 外国人労働者等の採用に関する調査報告 大阪商工会議所
- リクルートリサーチ 1992 外国人留学生の雇用実態に関する調査(未公開)
- リクルートリサーチ推進課 1993 ニュースファイル, 1993年1月号 リクルートリサーチ
- 三和総合研究所研究開発部 1989 内なる国際化のための人材活用 三和総合研究所
- 佐々木裕康 1992 留学生の経済問題と大学の責任 外国人留学生問題研究会・会報, No. 67, 10-14.
- 柴田裕子 1991 アジア系留学生の就職意識と企業の活用意識 都市問題研究, 第43巻11号, 82-91.
- 田中宏 1990 深まる「不法就労」の現実と方針の乖離 法学セミナー, 1990年8月号 (No. 428), 20-25.
- 東海大学教育研究所 1990 東海大学留学生生活実態調査 東海大学教育研究所
- 東京都生活文化局 1989 留学生・就学生の生活に関する実態調査報告書 東京都生活文化局
- 富田充 1990 在日留学生の日本企業への就職問題を考えるシンポジウムを開催(経済広報センター) 経団連月報, 1990年8月号, 72-73.
- 通商産業省(編) 1992 通商白書・総論(平成4年版) 大蔵省印刷局
- 和田繁明 1990 六〇万人の外国人労働者の受け入れを エコノミスト, 1990年7月24日号(第68巻第31号), 18-19.
- 山崎哲夫 1990 改正「出入国管理及び難民認定法」 ジュリスト, 1990年3月15日号 (No. 952), 111-117.
- ヤン・エンタープライズ 1992 a 日本企業について, 本音で語ろう CAREER INFORMATION, No. 6, 12-14.
- ヤン・エンタープライズ 1992 b '92キャリア・セミナー I N東京・集計(未公開)
- ヤン・エンタープライズ 1992 c '92キャリア・セミナー I N大阪・集計(未公開)
- 矢野恒太記念会(編) 1991 世界国勢図絵(1992-1993年版) 国勢社
- 矢野恒太記念会(編) 1991 数字でみる日本の100年 国勢社
- 矢野恒太記念会(編) 1992 日本国勢図絵(1992年版) 国勢社

資料 在留資格一覧表

別表第一（第2条の2，第19条関係）

在留資格	本邦において行うことができる活動
外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動
芸 術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（2の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法律・会計 業 務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医 療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研 究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（1の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教 育	本邦の小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾 ^{ろう} 学校，養護学校，専修学

	校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技 術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（1の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技 能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

三

在 留 資 格	本邦において行うことができる活動
文 化 活 動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（4の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
短 期 滞 在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

四

在 留 資 格	本邦において行うことができる活動
留 学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
就 学	本邦の高等学校若しくは盲学校、 ^{ろう} 学校若しくは養護学校の高等部、専

	修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家 族 滞 在	1 の表、2 の表又は3 の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

五

在 留 資 格	本邦において行うことができる活動
特 定 活 動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

別表第二（第2条の2，第19条関係）

在 留 資 格	本邦において有する身分又は地位
永 住 者	法務大臣が永住を認める者
日 本 人 の 配 偶 者 等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永 住 者 の 配 偶 者 等	永住者の在留資格をもって在留する者、平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者若しくは日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）に基づく永住の許可を受けている者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者若しくは永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者又は昭和27年法律第126号第2条第6項の規定により本邦に在留する者の配偶者
平 和 条 約 関 連 国 籍 離 脱 者 の 子	昭和27年法律第126号第2条第6項の規定により本邦に在留する者の子として同法施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者